工事監理連絡会業務委託契約書 新 旧 対 照 表 ※赤字下線部:改定箇所

改正後 改正前 備考 工事監理連絡会業務委託契約書 工事監理連絡会業務委託契約書 第一条~第九条 (略) 第一条~第九条 (略) (個人情報保護) (個人情報保護) 第十条 受注者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1 第十条 受注者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報(大分県個人情報保護条例第2条第1項に 項に規定する個人情報をいう。) について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づ 規定する個人情報をいう。)について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、 き、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。 個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。 第十一条~第三十条 (略) 第十一条~第三十条 (略) (発注者の損害賠償請求等) (発注者の損害賠償請求等) 第三十一条 第三十一条 $1 \sim 4$ (略) $1 \sim 4$ (略) 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、<mark>政府契</mark> 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、 約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する 年 パーセントの割合で計算した額とする。 率(以下「財務大臣の決定する率」という。)の割合で計算した額とする。 第三十二条~第三十三条 (略) 第三十二条~第三十三条 (略) (受注者の損害賠償請求等) (受注者の損害賠償請求等) 第三十四条 第三十四条 1 (略) 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第十九条第二項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第十九条第二項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合 においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年パーセントの割合で計算した においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算し 額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 以下、省略 以下、省略